

《初診料について》

診療報酬算定要件に基づき、令和 6 年 6 月 1 日から下記の通り算定いたします。

診療報酬点数名称	点数
初診料	291 点

【算定要件】

- ・当院を初めて受診される場合
- ・前回受診日から 3 ヶ月以上経過して受診された場合
- ・前回受診日から 3 ヶ月未満・以上に関わらず処置、手術、斜視弱視検査、その他特別な検査で予約(TEL 予約を含む)され、その後ご都合が付かなくなられた等により予約日を変更され、変更後予約日が前回受診日から 3 ヶ月以上経過している場合(当院から予約日の変更をお願いさせて頂いた場合を除く)
- ・過去 3 ヶ月未満に視力検査を行っていない方で、急性の病気(結膜炎、ものもらい等)が治癒した場合は、前回受診日から 3 ヶ月経過していても、新たにかかった病気で受診した時は初診料になることがあります。
- ・コンタクトレンズ処方目的で当院を受診された場合は、コンタクトレンズ処方検査料の規程に沿って初診料、再診料が算定されます。詳細は「コンタクトレンズ処方の検査料について」をご覧ください。